

第19回菊池市都市計画審議会会議録

日 時：令和3年1月18日（月）午後2時

場 所：菊池市役所本庁3階305大会議室

出席者：〔委員〕柴田 祐、山口 泰史、笠 愛一郎、冨田 隆信、工藤 清子、福島 英徳

工藤 圭一郎、城 典臣、水上 彰澄、田中 英二、中島 秀

松岡 紀代子、隈部 喜美、山内 桂王

欠席者：〔委員〕上野 智美、杉町 英明、荒木 和郎

事務局：中村建設部長

都市整備課：久川課長、出口総務審議員、山口係長、小川主任主事、村上主事

下水道課：笹本課長、境係長、高柳参事

都市計画審議会会長選出

事務局 次第の4の都市計画審議会会長の選出ですが、本審議会の会長につきましては、審議会条例第5条第2項により、「学識経験者の中から互選によって定める」となっておりますので、本審議会が始まります前に関係の皆様にご相談いただきました。その結果、熊本県立大学教授の柴田先生に決定しましたので報告します。

併せまして、審議会条例第5条第3項に、会長に事故あるとき職務を代理する者について、会長が指名するとなっておりますので、柴田会長からご指名をお願いします。

会 長 職務代理者に熊本学園大学の山口泰史委員を指名します。

事務局 会長の職務代理者は、熊本学園大学の山口泰史委員をお願いします。

会議録署名委員の氏名

事務局 審議会運営規則第10条第2項により、会議録作成のため、会議録署名委員を会議の始めに議長が会議に諮って指名するとなっております。また、議長は、審議会条例第7条第1項により、会長が議長となるとなっておりますので、柴田会長に議長をお願いし、会議録署名委員2名の指名をお願いします。

議 長 会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。本日は、
富田隆信委員と工藤清子委員を指名いたしますのでご承認をお願いします。
ます。

事務局 お二人にはよろしく申し上げます。

審議会の公開について

事務局 審議会運営規則第5条により、審議会の公開の宣言を議長よりお願い
いたします。

議 長 それでは審議会の公開に関してですが、本日の案件は公開です。傍
聴の方はいらっしゃいますか。

事務局 いらっしゃいません。

議 長 議事に入ります前に、お願い申し上げます。委員の皆様には個人が
特定される内容のご発言には十分ご注意をお願いいたします。

議事

事務局 議事に入りますが、本審議会条例第6条第1項により、会長が議長
となるとなっておりますので、ここからは柴田会長に議事の進行をお
願い致します。

議 長 条例に従いまして私のほうで議事を進めさせていただきます。
本日は付議案件が1件ございます。それでは、事務局より議案第1号に
ついて説明をお願いします。

議案第1号 菊池都市計画下水道の変更について（付議）

事務局 （別添資料に基づき説明）

議 長 事務局より説明がありましたが、若干ですが補足説明をさせていた
だくと、本日の議題の下水道ですが、下水道にも種類がありまして、
今回は都市計画下水道が議論となっており、その他に浄化槽もあれ

ば、集落排水もありますけれども、都市計画審議会の範疇としては都市計画の事業で整備する都市計画下水道が議論の対象となります。下水道も道路や公園と同じように都市施設となりますので、整備するためには都市計画審議会での審議を経ないと変更や追加などできないため本日このような形で市長からの付議ということで審議いただくことになっております。一方で、議題となっております3カ所ですが、下水道本管は近くまで来ているが、地形によって本管につなぐためには市としてはかなり投資をしなければならないと私は理解しました。選択枝としては、浄化槽を整備していただいて、都市計画の下水道ではない別の方法で下水を処理していくということで、区域を変更したいということであると理解しましたがよろしいでしょうか。

事務局 はい。

議 長 以上を踏まえまして、みなさまから何かご質問などないでしょうか。

委 員 住民の方からはどのような意見があったのでしょうか。

事務局 区域を拡大するケースでは、下水道を整備するにあたり負担金などが発生するため、住民の方に集まっていただき説明会で意見を聴取して進めていくこととなります。今回は下水道区域に入っている部分を削除することになりますので、なぜ下水道整備区域に入っているのに削除されるのだろうかという疑問に思う方もいらっしゃると思います。ただ、下水道区域には入っているけれども下水道の整備はされていない。そのため、個人で浄化槽を設置しているの、浄化槽を市に寄付したいという相談があった件数が今回の3件となっております。寄付を受け付けるという前提で今回の変更を行いますので、削除することについて同意は頂いております。削除することについて反対という意見はないこととなります。

併せて説明させていただくのですが、同じような事例が他にもあります。下水道を整備したいが、本管の位置が高くて整備できないというところで、浄化槽を設置していただいている方もいますし、浄化槽を市で設置していただきたいという方もいらっしゃると思います。全部は把握しておりませんが、その方のご意見を基に進めていくことになると思います。

議 長 2点目についてですが、区域の中には同じような状況の方がいらっしゃいますし、今後も増えていく可能性があるのですよね。その時にこのような審議を個別にやっていくことになるのでしょうか。それは都市計画的にどうなのかと思いますがそのあたり如何でしょうか。

事務局 今後は全体的に市で整理して具体的に下水道ではなく浄化槽で整備していきたいというエリアを決めて個別で確認していくという作業が発生することになります。ただ、現時点では件数が多いため、まずは調査して資料を整理している段階ですので、令和7年度の認可変更のタイミングに合わせて変更できる区域については整理して、対象者に説明会か個別説明を行って実施していきたいと考えております。

委 員 今回は下水道区域の境界点の部分で発生しているようですが、区域内の内部でも出てくる可能性があるのでしょうか。また、土地の勾配の問題で取り入れられないというのが一番の問題のようですが、地権者が変わって宅地をかさ上げしたりして下水道に引き込むという場合はまた追加するなど、そういうこともありえるのでしょうか。包括的に設定できないのでしょうか。

事務局 今のご指摘ですが、本市としても下水道区域については下水道で整備したいという方針ですが、区域内部についても下水道に繋がっていないかたもいらっしゃいます。しかし、なるべく地形などの制約がなければ本市としては下水道で整備したいと考えております。ただし、今回の例はどうしてもポンプアップが必要な場所になりますので、浄化槽で対応せざるを得ないということで削除対象としています。

委 員 高低差がない限りは認めないということで、本来は下水道で整備しないといけないということですよ。

事務局 内部でも地形的に接続が困難な場合もあると思いますので、虫食いのような形で浄化槽ということも考えられます。

委 員 そのような場合、1件1件審議会にかけなければならないのでしょうか。

- 事務局 地権者の状況次第になってくると思いますが、土地のかさ上げで対応できず、浄化槽を設置するしかない場合はそのようになります。個別の状況によって判断を変えていかざるを得ないと考えています。
- 委員 浄化槽を設置していない場所は、新たに市町村設置型で設置するということですね。
- 事務局 新たに設置する部分については市で設置を行い、今回削除する部分については寄付を受けるという対応を取っていくこととなります。維持管理を市で行っていくこととなります。
- 委員 4番の亘地区については、説明では田畑ということでしたが、この部分は低い土地になるのでしょうか。現在、宅地が伸びている状況があると思いますが、そのあたりのご判断はいかがでしょうか。
- 事務局 地形的には、菊池川に近づくにしたがって低くなっており、本管よりも低い土地になってしまいますので、下水道で整備するとなるとポンプを設置することとなります。市としては、浄化槽で対応したいと考えています。築地地区については、浄化槽区域となるため、そちらに合わせる形になると思います。
- 議長 下水道の管は今後増やさないという前提があるのか、それとも、必要に応じて増やすという計画があるのか、そのあたり如何でしょうか。
- 事務局 菊池処理区については面整備が終わっておりまして、大きな本管を入れるという事業は今後限定した地区しかありません。農地に家が建つ際に下水道に接続するという事業は、今後も進んでいく事業になります。
- 議長 実際は区域として設定してあるが、管を設置する事業としてはそこまで網羅していない部分があると認識してよいのでしょうか。
- 事務局 本管よりも高い位置においては、本管を伸ばして下水道として整備していきますが、今回の地区のようにポンプアップしなければならない状況であれば、極力、浄化槽で対応したいと考えています。

委員 深川の国道387号線の信号部分で長期間下水道の工事が行われていましたが、菊池市で実施された工事でしょうか。それともう一点、自宅の庭にある水道から水が溢れてきて、水道局からきていただいた際に、2mほど掘って、管が疲弊しているから交換しないとイケないです、ねと言われました。自宅の庭なのに、そのようなことは何も知らなかったもので、ありがとうございましたと言ってお金を払おうとしたら、これは市で工事しますと言われました。水道がそのようなになっていると初めて知りました。本日は、そういうことで、菊池市の水道と下水道の整備をされるということですよ。

議長 私有地部分についてですが、このあたり解説していただけますでしょうか。

事務局 おそらく上水が漏れていて宅地に迷惑をかけていたので工事をするという内容だと思うのですが、上水については市が管理する範囲と個人が管理する範囲の境界があり、今の事例では市が管理する範囲で破損して宅地にご迷惑をおかけしていたため、市の負担で工事したものであると思います。

委員 市の管理する管の上に、物を置く小屋や車庫があるのですが。

事務局 下水道も上水道も、施設だけ個人の敷地に入れさせていただいているということがありますので、個人の土地であっても市が所有する配管であれば市で責任をもって管理することになっております。

事務局 深川区にはご迷惑をおかけしておりまして、昨年、7月7日に国道387号の歩道が陥没しましたので原因を調査しておりました。下水道の本管が通っておりまして、その頂点の部分が陥没したということで、補正予算を議会にいただきまして、測量に入り昨年12月に完成したところでございます。その工事は、幹線ですので深さ2.5mから3mに600mmの管が入っておりまして、その中に管を入れて敷設しております。横断についても同様の工法で12月中旬に完成したところです。ご迷惑をおかけしております。

議長 老朽化によって陥没してしまったということでしょうか。

事務局 はい。

委員 資料の4番の部分について宅地が3件ほど建っておりますが、これは市の負担で浄化槽を設置されたということでしょうか。

事務局 ご指摘の部分については、個人で浄化槽を設置していただいておりますが市では設置しておりません。こちらを市に寄付していただいて市で管理する浄化槽にしたいというのが今回の区域削除の理由にもなっております。現在は、まだ個人管理の浄化槽となっております。下水道区域から削除してから寄付を受け付けるということになります。

委員 そのような話し合いはまだ行われていないのでしょうか。

事務局 ご本人には区域を変更してから寄付申請書を提出していただくということで相談しております、内容についてはご理解いただいております。

議長 区域である限り、市としては下水道を整備しなければならないので、浄化槽の寄付を受けることができないということですね。

議長 本日のこの計画の変更について、審議会としましてはどのようにすればよいのでしょうか。

事務局 都市計画の流れとしましては、この審議会でも可決をいただけたならば、県の協議、都市計画の決定、告示という流れで進んでいくこととなります。

議長 可決をしなければならないということで、私から一つご提案なのですが、このような形で個別に除外というのは、委員からもご意見があったとおり都市計画としてはもうひとつなのかなと思いますので、全体の見直しを令和7年を目指してやるということでしたけれども、もっと前倒ししていただくなど、計画的な見直しを行いながら進めてほしいということをおきたいと思っておりますが如何でしょうか。

今回の変更につきましては可決ということでよろしいでしょうか。

委 員 異議なし

議 長 これでは本日の議事は終了となりますが、委員の皆様には活発なご意見ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局 柴田会長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今後は、本審議会のご意見を踏まえて事務を進めさせていただきたいと思っております。それではこれにて第19回菊池市都市計画審議会を閉会させていただきます。